

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第141号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年4月23日（木） 10時55分ごろ	
発生場所	和歌山県有田市所在の下津沖ノ島灯台から真方位198° 600m付近 （概位 北緯34° 06.5′ 東経135° 04.5′）	
事故等調査の経過	平成21年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート ^{じっさい} 實栄丸、5トン未満（長さ9.03m） 252-19837和歌山、個人所有 B モーターボート サンデー、5トン未満（長さ4.45m） 252-14955和歌山、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船尾外板に擦過傷 B 船首設置のアンカーガイドレール取付部損傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか友人3人が乗船して有田市沖ノ島沖において、衝突の約1分前に魚群探索を開始し、約3ノットの速力で北西進中、B船は、船長1人が乗船し、事故発生場所で錨泊して釣りをしていたところ、平成21年4月23日10時55分ごろ、A船の左舷船尾部とB船の右舷船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約4.2m/s、視程 約30km 海象：潮汐 ほぼ低潮時	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、沖ノ島南方沖において北西進中、船長Aが、魚群探索に注意を奪われ、B船の存在を失念し、B船に向けて航行したものと考えられる。 B船は、有効な音響信号装置を備えていれば、A船に対して注意を喚起することによって、自船の存在を気付かせ、衝突を回避することができた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、沖ノ島南方沖において、A船が北西進中、B船が錨泊中、A船が、魚群探索に注意を奪われていたため、B船の存在を失念してB船に向けて航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	